

令和5年7月31日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意 見 書

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例（平成25年12月16日条例第149号）第2条及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成26年9月30日規則第192号）第8条に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務実績に係る大阪市長の評価に対する本評価委員会の意見は、下記の通りである。

記

地方独立行政法人大阪市民病院機構の令和4事業年度の業務実績に係る大阪市長の評価について、異論はありません。

なお、評価委員会にて、次年度以降の評価等について、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

別紙

(1) 【評価番号10】研究機能の強化について

評価方針の基準に基づきⅡ評価となっているが、医師主導治験の実施件数は臨床研究中核病院レベルに達している。コロナ禍においてこの実績は、研究機能全体として高く評価できる。評価結果は変わらないとしても、そのことをコメントに反映するよう検討されたい。

(2) 【評価番号16】患者満足度の向上について

良い結果が出ているが、患者満足度調査は、評価に客観性を持たせるために第三者評価等について検討されたい。

(3) 令和4事業年度の業務実績に関する評価結果について

【評価番号10】研究機能の強化の小項目で高く評価できるとしたことを反映した表現とされたい。